

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-16	建設関係事業の取扱い	関係項目					
調整方針	1 市町村道等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において認定番号等の調整を行う。 2 道路占用料については、道路法等の規定に準拠し、合併時に統一する。 3 公共物使用料及び生産物採取料については、合併時に統一する。 4 道路整備に関する用地取得費については、渋川市の例による。		5 市町村営住宅、特定公共賃貸住宅及び再開発住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。					
現		況						
1 市町村道等								
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
(1)認定路線	・市道：2,622路線 550.6km 1級 17路線 36,748.92m 2級 35路線 57,601.12m その他 2,570路線 456,290.58m 合計 550,640.62m	・町道：258路線 87.4km 1級 5路線 7,114.90m 2級 4路線 5,938.00m その他 249路線 74,331.90m 合計 87,384.80m	・村道：630路線 124.8km 1級 3路線 12,714.77m 2級 9路線 11,867.66m その他 618路線 100,227.00m 合計 124,809.43m	・村道：1505路線 342.5km 1級 10路線 25,813.80m 2級 10路線 10,585.30m その他 1,485路線 306,060.70m 合計 342,459.80m	・村道：2,477路線 641.1km 1級 10路線 28,117.40m 2級 17路線 26,494.80m その他 2,450路線 586,502.60m 合計 641,114.80m	・村道：1,330路線 305.3 km 1級 8路線 18,803.00m 2級 11路線 17,935.70m その他 1,311路線 268,582.90m 合計 305,320.90m		
(2)橋梁	・永久橋 232橋 2,158.74m ・非永久橋(木橋) 2橋 12.50m	・永久橋 17橋 189.70m ・非永久橋(木橋) 2橋 11.30m	・永久橋 34橋 243.05m ・非永久橋(木橋、人道橋) 4橋 26.90m	・永久橋 91橋 580.40m	・永久橋 182橋 1,968.60m ・非永久橋(木橋) 4橋 22.00m	・永久橋 120橋 1,331.90m		
2 道路占用料その1(主なもの)				単位：円				
	占用物件	単位	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
法第32条第1項第1号に掲げる工作物第1号：電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	第一種電柱	1本につき1年	790 電柱(支柱を含む。)	770	770	770	770	770
	第二種電柱		1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
	第三種電柱		1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	
	第一種電話柱		690	690	690	690	690	
	第二種電話柱		1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	
	第三種電話柱		1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
	その他の柱類	950 街灯(ネオン施設の伴うもの) 220 "(ネオン施設の伴わないもの)	53	53	53	53	53	
第1号：電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	70 線類	7	7	7	7	7
	地下電線その他地下に設ける線類			4	4	4	4	4

1【調整理由】
 ・市町村道は、道路法の規定に基づき市町村長が一元的に管理する必要がある。
 【課題】
 ・新市において適正な管理を図るため、道路台帳の整備が必要となる。

2【調整理由】
 ・渋川市を除く5町村の占用料が同じであり、その根拠基準が国・県に準拠しているため、新市においては国の基準(道路法施行令第19条の2)に準拠して統一する。

3【調整理由】
 ・各市町村間に相違があるため群馬県に準拠して統一する。

4【調整理由】
 ・各市町村独自に買取単価を設定しているため、公平性の観点から渋川市の設定基準で統一を図る。
 【課題】
 ・用地取得費については、他の事業分野にも及ぶことから、新市における基準の一貫性が必要となる。また、既に実施している継続事業は、各市町村の単価で継続する必要がある。

5【調整理由】
 ・新市において新たな家賃体系に移行すると団地間の家賃は均衡するが、同一団地で従前家賃と新家賃とで大きく変動するため当面現行とおりとする。
 【課題】
 ・新市における市営住宅家賃について、団地間で公平な設定がなされるよう将来的な調整が必要となる。

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-16 建設関係事業の取扱い	関係項目							調整理由・課題																																																																																							
現		況																																																																																														
2 道路占用料その2(主なもの)		単位：円																																																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>占用物件</th> <th>単位</th> <th>渋川市</th> <th>伊香保町</th> <th>小野上村</th> <th>子持村</th> <th>赤城村</th> <th>北橋村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第32条第1項第2号に掲げる物件 第2号：水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 外径が0.1メートル未満のもの</td> <td>長さ1メートルにつき1年</td> <td>諸管 80 (口径8センチメートル未満)</td> <td>36</td> <td>36</td> <td>36</td> <td>36</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>外径が0.15メートル以上0.1メートル未満のもの</td> <td></td> <td>90 (口径8センチメートル以上)</td> <td>53</td> <td>53</td> <td>53</td> <td>53</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの</td> <td></td> <td>71</td> <td>71</td> <td>71</td> <td>71</td> <td>71</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの</td> <td></td> <td>ガス管 80 (口径8センチメートル未満)</td> <td>140</td> <td>140</td> <td>140</td> <td>140</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの</td> <td></td> <td>140 (口径30センチメートル未満)</td> <td>360</td> <td>360</td> <td>360</td> <td>360</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>外径が1メートル以上のもの</td> <td></td> <td>270 (口径30センチメートル以上)</td> <td>710</td> <td>710</td> <td>710</td> <td>710</td> <td>710</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>地下電らん 80</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設第3号：鉄道、軌道その他これらに類する施設第4号：歩廊、雪よけその他これらに類する施設</td> <td>占用面積1平方メートルにつき1年</td> <td>鉄道又は軌条敷 950 停留所又は安全地帯 270 雨よけ、日よけ又は歩廊 270</td> <td>1,100</td> <td>1,100</td> <td>1,100</td> <td>1,100</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>渋川駅前地下道ショーケース</td> <td>市内に住所又は事業所を有するものが占用する場合</td> <td>1ケースにつき1月</td> <td>2,500</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他のものが占用する場合</td> <td></td> <td>3,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	占用物件	単位	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	法第32条第1項第2号に掲げる物件 第2号：水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	諸管 80 (口径8センチメートル未満)	36	36	36	36	36	外径が0.15メートル以上0.1メートル未満のもの		90 (口径8センチメートル以上)	53	53	53	53	53	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		71	71	71	71	71	71	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		ガス管 80 (口径8センチメートル未満)	140	140	140	140	140	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		140 (口径30センチメートル未満)	360	360	360	360	360	外径が1メートル以上のもの		270 (口径30センチメートル以上)	710	710	710	710	710			地下電らん 80						法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設第3号：鉄道、軌道その他これらに類する施設第4号：歩廊、雪よけその他これらに類する施設	占用面積1平方メートルにつき1年	鉄道又は軌条敷 950 停留所又は安全地帯 270 雨よけ、日よけ又は歩廊 270	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	渋川駅前地下道ショーケース	市内に住所又は事業所を有するものが占用する場合	1ケースにつき1月	2,500						その他のものが占用する場合		3,000											
占用物件	単位	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村																																																																																									
法第32条第1項第2号に掲げる物件 第2号：水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	諸管 80 (口径8センチメートル未満)	36	36	36	36	36																																																																																									
外径が0.15メートル以上0.1メートル未満のもの		90 (口径8センチメートル以上)	53	53	53	53	53																																																																																									
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		71	71	71	71	71	71																																																																																									
外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		ガス管 80 (口径8センチメートル未満)	140	140	140	140	140																																																																																									
外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		140 (口径30センチメートル未満)	360	360	360	360	360																																																																																									
外径が1メートル以上のもの		270 (口径30センチメートル以上)	710	710	710	710	710																																																																																									
		地下電らん 80																																																																																														
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設第3号：鉄道、軌道その他これらに類する施設第4号：歩廊、雪よけその他これらに類する施設	占用面積1平方メートルにつき1年	鉄道又は軌条敷 950 停留所又は安全地帯 270 雨よけ、日よけ又は歩廊 270	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100																																																																																									
渋川駅前地下道ショーケース	市内に住所又は事業所を有するものが占用する場合	1ケースにつき1月	2,500																																																																																													
	その他のものが占用する場合		3,000																																																																																													
<p>財政影響額</p> <p>(1) 現況の占用料金額(平成14年度) 6市町村の合 (A) 20,423,045円</p> <p>(2) 合併後の占用料 6市町村の合 (B) 18,656,551円</p> <p>(3) 財政影響額 <table border="1"> <tr> <td>(B) - (A) =</td> <td>-1,766,494円(占用料減少額)</td> </tr> </table> </p>		(B) - (A) =	-1,766,494円(占用料減少額)																																																																																													
(B) - (A) =	-1,766,494円(占用料減少額)																																																																																															

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-16 建設関係事業の取扱い	関係項目							調整理由・課題	
現況			現況							
3 公共物使用料(主なもの)			単位:円							
	種別	単位	渋川市	伊香保町	小野上村	赤城村	子持村	赤城村	北橋村	調整案
	農地	1平方メートル	6	2	6	6		6	6	6
	宅地	1平方メートル	180	100	100	100		100	100	180
	電柱(電話柱であるものを除く。)	1本	790	450	730	1,200	第1種電柱 770 第2種電柱 1,200 第3種電柱 1,600	1,200	第1種電柱 770 第2種電柱 1,200 第3種電柱 1,600	1,000
	電話柱	1本				690	第1種電話柱 690 第2種電話柱 1,100 第3種電話柱 1,500	690	第1種電話柱 690 第2種電話柱 1,100 第3種電話柱 1,500	930
	その他の工作物	1平方メートル	120	60	120	120		120	120	120
			財政影響額							
			(1) 現況の使用料金額(平成14年度) 6市町村の合計(A) 2,811,325 円							
			(2) 合併後の使用料金額 6市町村の合計(B) 3,659,341 円							
			(3) 財政影響額 (B) - (A) = 848,016 円 (使用料増加額)							
4 生産物採取料(主なもの)			単位:円							
	種別	単位	渋川市	伊香保町	小野上村	赤城村	子持村	赤城村	北橋村	調整案
	土砂	1立方メートル	180	150	180	180		180	180	180
	砂利			200	220	220		220	220	220
	軽石		550							550
			財政影響額							
			(1) 現況の採取料金額(平成14年度) 6市町村の合計 (A) 467,750 円							
			(2) 合併後の採取料金額 6市町村の合計 (B) 467,750 円							
			(3) 財政影響額 (B) - (A) = 0 円							

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-16	建設関係事業の取扱い		関係項目			
現					況		調整理由・課題	
5 道路整備に関する用地取得費								
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
	<p>全面買収 買収価格 渋川市土地等適正審査要綱に基づき単価設定している買収単価基準により事業毎に随時決定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大型市道：幹線道路とし幅員10m以上 鑑定の90%~100% 中型市道：補助幹線道路とし幅員6m~10m未満 鑑定の70%~80% 小型市道：生活道路とし幅員4m超え6m未満 鑑定の40%~50% 狭隘道路とし幅員4m 固定資産評価額に22%を乗じた額とする。 隅切り用地 固定資産評価額に44%を乗じた額とする。 その他公共用地：面的用地等 鑑定の90%~100% <p>買収単価は地目毎に設定し、狭隘、隅切りは固定資産の宅地の評価額を基準に設定している。</p>	<p>全面買収 買収価格 ・路線価 ・土地評価額 上記を参考に算出する</p>	<p>全面買収 買収価格 不動産鑑定による</p>	<p>全面買収 買収価格は「子持村公共用地取得等審査会」により決定した単価を使用 毎年単価の見直しを行っている。 村内を3区域に分割し、各地目(宅地・田・畑・山林別一律単価)</p> <p>(単位：㎡)</p> <p>近隣商業地域 宅地：33,800円 田：21,700円 畑：20,100円 山林：7,000円</p> <p>平坦地域 宅地：19,400円 田：12,400円 畑：11,600円 山林：4,000円</p> <p>丘陵地域 宅地：12,000円 田：6,200円 畑：5,800円 山林：3,600円</p>	<p>(単位：㎡)</p> <p>宅地 村単事業 5,000円 国庫補助事業 10,000円 村内一律</p> <p>田 村単事業 3,000円 国庫補助事業 6,000円 村内一律</p> <p>畑 村単事業 3,000円 国庫補助事業 6,000円 村内一律</p> <p>山林 村単事業 1,000円 国庫補助事業 2,000円 南、北赤城山を除く山林</p> <p>村単事業 900円 国庫補助事業 1,800円 南、北赤城山に属する山林</p> <p>雑種地 村単事業 3,000円 国庫補助事業 6,000円 村内一律</p> <p>保安林砂防指定地 村単事業 800円 国庫補助事業 1,600円 村内一律</p> <p>原野 外 村単事業 1,000円 国庫補助事業 2,000円 村内一律</p> <p>墓地 村単事業 5,000円 国庫補助事業 10,000円 村内一律</p>	<p>(単位：㎡)</p> <p>全面買収 買収価格 北橋村道路改良工事等の用地買収価格及び地上物件補償額支払規則による。</p> <p>上位部 4.0m 宅地(墓地) 4,920円 田(畑) 3,240円 山林(原野) 1,320円 雑種地 3,930円</p> <p>上位部 5.0m 宅地(墓地) 5,410円 田(畑) 3,560円 山林(原野) 1,450円 雑種地 4,320円</p> <p>上位部 6.0m 宅地(墓地) 6,390円 田(畑) 4,210円 山林(原野) 1,710円 雑種地 5,110円</p> <p>上位部 7.0m以上 宅地(墓地) 7,380円 田(畑) 4,860円 山林(原野) 1,980円 雑種地 5,900円</p> <p>中位部 4.0m 宅地(墓地) 5,760円 田(畑) 3,600円 山林(原野) 1,440円 雑種地 4,600円</p> <p>中位部 5.0m 宅地(墓地) 6,330円 田(畑) 3,960円 山林(原野) 1,580円 雑種地 5,060円</p> <p>中位部 6.0m 宅地(墓地) 7,480円 田(畑) 4,680円 山林(原野) 1,870円 雑種地 5,990円</p> <p>中位部 7.0m以上 宅地(墓地) 8,640円 田(畑) 5,400円 山林(原野) 2,160円 雑種地 6,910円</p> <p>下位部 4.0m 宅地(墓地) 6,600円 田(畑) 3,960円 山林(原野) 1,560円 雑種地 5,280円</p>		

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-16 建設関係事業の取扱い		関係項目				調整理由・課題
現				況				
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
						下位部5.0m 宅地(墓地) 7,260円 田(畑) 4,350円 山林(原野) 1,710円 雑種地 5,800円 下位部6.0m 宅地(墓地) 8,580円 田(畑) 5,140円 山林(原野) 2,020円 雑種地 6,860円 下位部7.0m以上 宅地(墓地) 9,900円 田(畑) 5,940円 山林(原野) 2,340円 雑種地 7,920円 備考 この表において、区分の上位部、中位部、下位部の区域は、別に定める。		

協議項目	24-16 建設関係事業の取扱い	関係項目					調整理由・課題
現況							
6 市町村営住宅等							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1)戸数	5団地 366戸	3箇所 34戸	該当なし	1箇所 7戸	1箇所 8戸	該当なし	
(2)入居資格	<p>日本国籍の方、または既に外国人登録している外国人の方 住宅に困っている方 (申込者本人及び同居予定者に持家のある方は入居出来ません) 同居を予定している親族がいる方(50歳以上の方、身体障害者の方等は単身でも入居することができますが、入居可能な住宅は限定されます。) 前年中の収入(同居予定親族の収入を含む)が国の定める次の収入基準以下である方</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般世帯 収入月額200,000円まで 高齢者・障害者世帯 収入月額268,000円まで <p>住民税を滞納していない方 次の条件を満たす方</p> <p>ア 敷金(家賃の3ヶ月分)を納入できる方 イ 連帯保証人1名を立てられる方 ウ 単身者の方は、身元引受人(1名)を立てられる方</p>	<p>現に同居し、又は同居しようとする親族がいる方 住宅に困っていることが明らかな方 収入の制限あり 月額200,000円以下(ただし障害者・高齢者等は268,000円以下) 本町に1年以上住所又は勤務場所を有する方 その他町長が特別に認める場合 町内居住の連帯保証人を1名立てられる方 敷金(家賃の3ヶ月分)を納入できる方 町税を滞納していない方</p>	該当なし	<p>現に同居し、または同居しようとする親族があること 現に住宅に困窮していることが明かな者であること 収入月額が200,000円以下であること 村内居住の連帯保証人を2人立てられる者 敷金(家賃3ヶ月分)を納入できる者</p>	<p>同居の親族を有すること 所得制限あり 自ら居住するための住宅を必要としていること 村内在住の連帯保証人を1名立てられる人</p>	該当なし	
(3)家賃	<p>公営住宅の毎月の家賃は公営住宅法で定められている。 住宅の戸、また、収入分位ごとに国で定める家賃算定基礎額、市町村立地係数、規模係数、経過年数係数、及び各市町村で定める利便性係数より算定し、毎年変更となる。 収入分位は8区分されている。 平成14年度の毎月の家賃は3,200円から69,400円 なお、駐車場使用料、汚水処理施設(浄化槽)使用料等は別途</p>	<p>公営住宅の毎月の家賃は公営住宅法で定められている。 住宅の戸、また、収入分位毎に国で定める家賃算定基礎額、市町村立地係数、規模係数、経過年数係数、及び各市町村で定める利便性係数より算定し、毎年変更となる。 収入分位は8区分されている。 平成15年度の毎月の家賃は、18,600円から76,500円 なお、駐車場使用料は別途必要</p>	該当なし	<p>公営住宅の毎月の家賃は公営住宅法で定められている。 住宅の戸、また、収入分位ごとに国で定める家賃算定基礎額、市町村立地係数、規模係数、経過年数係数、及び各市町村で定める利便性係数より算定し、毎年変更となる。 収入分位は4区分(23,000円・27,900円・33,000円・38,100円)されている。</p>	<p>公営住宅の毎月の家賃は公営住宅法で定められている。 住宅の戸、また、収入分位ごとに国で定める家賃算定基礎額、市町村立地係数、規模係数、経過年数係数、及び各市町村で定める利便性係数より算定し、毎年変更となる。 収入分位は8区分されている。 平成14年度の毎月の家賃は28,000円から52,000円</p>	該当なし	

協議項目	24-16	建設関係事業の取扱い		関係項目			調整理由・課題
現				況			
7 特定公共賃貸住宅							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1)戸数	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	1団地 14戸	該当なし	
(2)入居資格	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	同居の親族を有すること 所得制限有り 自ら居住するための住宅を必要としていること 村内在住の連帯保証人を1名立てられる人	該当なし	
(3)家賃	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	3LDK 52,000円 (管理開始からおおむね3年で家賃改定予定)	該当なし	
8 再開発住宅							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1)戸数	1団地 2棟 32戸 (2DK16戸、 3DK16戸)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
(2)入居資格	土地区画整理事業の施行区域内に居住する借家人等で事業の施行に伴い、住宅に困窮することとなる方 事業の施行に伴い、住宅を移転・新築する間、仮住居を必要とする方 事業の施行に伴い、住宅を失うこととなること等により住宅に困窮する方 次の条件を満たす方 ア 敷金(家賃の3ヶ月分)を納入できる方 イ 連帯保証人1名を立てられる方 ウ 入居可能日から15日以内に入居できる方 エ 単身者の方は、身元引受人(1名)を立てられる方 以上の方で、事業による建物移転時において施行区域内に居住し、かつ、住民登録をしている方	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
(3)家賃	2DK 34,000円 3DK 39,000円 (入居後5年目で本来家賃となる傾斜家賃制度採用) なお、駐車場使用料等は別途	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

協議項目	24-16 建設関係事業の取扱い	関係項目	
現		況	
		調整理由・課題	
<p>【関係法令】</p> <p>道路法(抜粋)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、(高速自動車道・一般国道・都道府県道・市町村道)トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の付属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。</p> <p>(市町村道の意義及びその路線の認定)</p> <p>第8条 第3条第4号(市町村道)の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。</p> <p>(路線の廃止又は変更)</p> <p>第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。</p> <p>2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代るべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代え、路線を変更することができる。</p> <p>3 前二項の規定により路線を廃止し、又は変更しようとする場合の手続は、路線の認定の手続に準じて行わなければならない。</p> <p>(道路台帳)</p> <p>第28条 道路管理者は、その管理する道路の台帳を調整し、これを保管しなければならない。</p> <p>(道路の占用の許可)</p> <p>第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物</p> <p>(2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件</p> <p>(3) 鉄道、軌道その他これらに類する施設</p> <p>(4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設</p> <p>(5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設</p> <p>(6) 露店、商品置場その他これらに類する施設</p> <p>(7) 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1) 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的</p> <p>(2) 道路の占用の期間</p> <p>(3) 道路の占用の場所</p> <p>(4) 工作物、物件又は施設の構造</p> <p>(5) 工事実施の方法</p> <p>(6) 工事の時期</p> <p>(7) 道路の復旧方法</p> <p>3 第1項の規定による許可を受けた者(以下「道路占用者」という。)は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>4 第1項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものである場合においては、第2項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。</p>		<p>5 道路管理者は、第1項又は第3項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。</p> <p>(占用料の徴収)</p> <p>第39条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業で政令で定めるもの及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。但し、条例で定める場合においては、第35条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。</p> <p>道路法施行令(抜粋)</p> <p>(指定区間内の国道に係る占用料の額)</p> <p>第19条の2 別表より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第32条第1項第1号に掲げる工作物(1本につき1年) <ul style="list-style-type: none"> 第1種電柱 甲地2,200円、乙地1,000円、丙地770円 第2種電柱 甲地3,400円、乙地1,600円、丙地1,200円 第3種電柱 甲地4,700円、乙地2,200円、丙地1,600円 第1種電話柱 甲地2,000円、乙地930円、丙地690円 第2種電話柱 甲地3,200円、乙地1,500円、丙地1,100円 第3種電話柱 甲地4,500円、乙地2,100円、丙地1,500円 その他の柱類 甲地150円、乙地72円、丙地53円 (長さ1メートルにつき1年) <ul style="list-style-type: none"> 共架電線その他上空に設ける線類 甲地20円、乙地10円、丙地7円 地下電線その他地下に設ける線類 甲地10円、乙地5円、丙地4円 (1個につき1年) <ul style="list-style-type: none"> 路上に設ける変圧器 甲地1,500円、乙地700円、丙地520円 (占用面積1平方メートルにつき1年) <ul style="list-style-type: none"> 地下に設ける変圧器 甲地1,000円、乙地480円、丙地360円 (1個につき1年) <ul style="list-style-type: none"> 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 <ul style="list-style-type: none"> 甲地3,100円、乙地1,400円、丙地1,100円 郵便差出箱及び信書便差出箱 甲地1,300円、乙地600円、丙地450円 (表示面積1平方メートルにつき1年) <ul style="list-style-type: none"> 広告塔 甲地2,600円、乙地4,400円、丙地1,100円 (占用面積1平方メートルにつき1年) <ul style="list-style-type: none"> その他のもの 甲地3,100円、乙地1,400円、丙地1,100円 ・法第32条第1項第2号に掲げる物件(長さ1メートルにつき1年) <ul style="list-style-type: none"> 外径が0.1メートル未満のもの 甲地100円、乙地48円、丙地36円 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 甲地150円、乙地72円、丙地53円 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 甲地200円、乙地95円、丙地71円 外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの 甲地410円、乙地190円、丙地140円 外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの 甲地1,000円、乙地480円、丙地360円 外径が1メートル以上のもの 甲地2,000円、乙地950円、丙地710円 ・法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設(占用面積1平方メートルにつき1年) <ul style="list-style-type: none"> 甲地3,100円、乙地1,400円、丙地1,100円 	

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-16 建設関係事業の取扱い	関係項目			
現		況		調整理由・課題	
9 先進地事例					
<p>篠山市</p> <p>1 町道については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 2 町道・橋梁工事にかかる受益者の費用負担については、篠山町及び丹南町の例による。 3 建設関係事業については、新市建設計画等に基づき計画的に実施し、継続事業については、新市においても引き続き実施する。 4 生活環境整備事業補助制度については、合併時に廃止する。</p>		<p>さいたま市</p> <p>1 道路事業の取扱い 道路事業については、道路交通の円滑化と生活環境の向上を図るため、道路の整備及び適切な維持管理に努めるものとする。 2 河川事業の取扱い 河川事業については、新市においても引き続き整備を推進するとともに、適切な管理に努めるものとする。 3 住宅事業の取扱い 住宅事業については、新市においても住宅政策の推進、住宅供給の促進及び公営住宅等の適正な維持管理に努めるものとする。</p>		<p>さぬき市</p> <p>1 建設関係事業の取扱い 町道、港湾関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、路線区分については新市で調整するものとする。 町道・橋梁・港湾工事に係る費用については、全額新市の負担とする。 建設関係事業については、新市の建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業は引き続き実施する。 2 公営住宅の取扱い 一般公営住宅の家賃については、現行のとおりとする。なお、係数については、新市において決定する。 改良住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃については、現行のとおりとする。</p>	
<p>東かがわ市</p> <p>1 町道は、現行のとおり引継ぎ、新市において調整する。 2 建設関係町単独事業(道路整備事業補助、建設事業分担金、急傾斜地崩壊防止対策事業分担金)については、合併時に廃止し、新市において検討する。 3 道路舗装等復旧負担金については、大内町の例により調整する。</p>		<p>山県市</p> <p>公営住宅については現行のとおりとし、新市においても適正な維持管理に努めるとともに、公営住宅供給の推進を図るものとする。</p>		<p>かほく市</p> <p>認定路線、町営駐車場及び公営住宅の運営管理については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p>	